

# 山口県困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(素案)の概要

## 第1章 計画策定にあたって

### 1 計画策定の背景

- 近年、女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しており、コロナ禍でこうした課題が顕在化
- こうした中、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下、「困難女性支援法」)が成立し、民間団体と協働し、女性の意思を尊重しながら、置かれた状況に応じた、きめ細かで寄り添った支援が求められている。

### 2 策定の趣旨

困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開することにより、支援対象となる女性に対して効果的に機能することを目指す

### 3 計画の位置づけ

- 困難女性支援法に基づく、県の施策の実施に関する基本計画
- 「山口県男女共同参画基本計画」の部門別計画

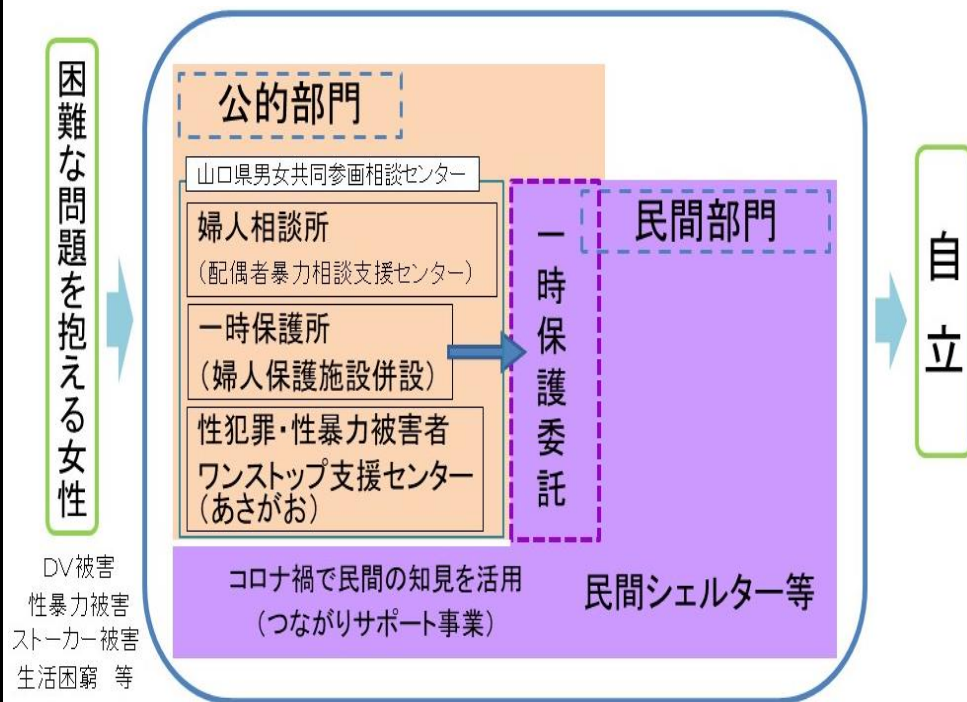
### 4 計画の期間

令和6年度～令和10年度(5年間)

## 第2章 困難な問題を抱える女性を取り巻く現状と課題

### 1 現状と課題

現在の女性支援体制については、次のイメージ図のとおり。



現状	課題
・婦人保護施設はDV被害者保護のため所在地を秘匿 ⇒入所者のニーズに応じた自立支援(施設からの通勤等)が困難	・多様なニーズに対応できる自立支援施設の設置が必要
・男女共同参画相談センターへ精神不調、病気、生活困窮などの複合化した相談が増加	・専門家(精神科医、弁護士等)による支援体制づくりが重要
・行政は広域的・専門的に対応、民間団体は多様な相談に柔軟に対応	・民間団体の特長を活かした柔軟な支援活動との協働が重要
・民間団体は資金面・運営面で脆弱	・民間団体への継続的な支援が必要
・相談窓口の認知度が低い	・相談窓口の周知と予防啓発が必要

## 第3章 施策の展開

### 1 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な考え方

困難な問題を抱える女性の自立に向けて、多様な支援を包括的に提供する体制を整備し、関係機関及び民間団体と協働しながら、本人の意思を尊重し、抱えている問題、心身の状況等に応じた最適な支援を行う。

### 2 支援の内容

#### (1) 相談支援

**拡** SNSやメール等、多様な相談機会の提供

【民間団体との協働】

**拡** 女性相談支援員の増員、心理職・精神科嘱託医の配置

【男女共同参画相談センターの充実】

**拡** 性暴力被害者に産婦人科医療、カウンセリング、精神科医療、法律相談の支援を実施

【男女共同参画相談センターの充実】

#### (2) アウトリーチ等による早期の把握

**拡** 訪問面談や同行支援の実施【民間団体との協働】

**新** 若年女性を対象とした繁華街等での夜間巡回の実施

【民間団体との協働】

#### (3) 居場所の提供

**新** 自分の気持ちや悩みを話し交流する相談カフェの実施

【民間団体との協働】

#### (4) 一時保護

**拡** 多様な一時保護委託先(民間シェルター、母子生活支援施設等)の確保【男女共同参画相談センターの充実】

#### (5) 被害回復支援

#### (6) 同伴児童等への支援

### (7) 自立支援

**新** ステップハウス(自立に向けた準備をする施設)の運営

【民間団体との協働】

### (8) アフターケア

### 3 支援の体制

#### (1) 山口県男女共同参画相談センター

(女性相談支援センター、配偶者暴力相談支援センター)

#### (2) 女性相談支援センター及び女性自立支援施設

#### (3) 市町との連携体制

#### (4) 警察との連携体制

#### (5) 関係機関との連携体制

#### (6) 民間団体との連携体制

**拡** 民間団体との協働、先進的な取組への支援

#### (7) **新** 支援調整会議の設置

### 4 教育・啓発等の推進

#### (1) 教育・啓発の推進

#### (2) 人材育成・研修、調査研究等の推進

## 第4章 計画の推進

### 1 推進体制

市町、警察、関係機関及び民間団体との緊密な連携により計画を推進

### 2 進行管理

#### (1) 目標指標(目標年度は令和10年度)

項目	現状値	現状値	目標値
困難を抱える女性への支援に係る市町基本計画を策定している市町数	なし	R5	13市
女性相談支援員を設置している市町数	10市	R5	19市町
支援調整会議を設置している市町数	なし	R5	13市
県男女共同参画相談センターの周知度	25.1%	R1	50%
やまぐち性暴力相談ダイヤル「あさがお」の周知度	6.1%	R1	50%
DVと認識される行為「どんな場合でも暴力にあたると思う人の割合」			
平手で打つ	67.4%	R1	100%
なぐるふりをして、おどす	55.5%	R1	100%
いやがっているのに性的な行為を強要する。	81.3%	R1	100%
大声でどなる	50.3%	R1	100%
DV被害について、どこ(だれ)にも相談していない女性の割合	54.2%	R1	30%以下
性暴力被害について、どこ(だれ)にも相談していない女性の割合	56.1%	R1	30%以下

#### (2) 取組状況の公表

毎年度、山口県男女共同参画推進条例に基づき作成する男女共同参画白書において、取組状況を公表